

市民文教委員会会議録

平成26年12月16日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:11

【 案 件 】

1. 議案第 96号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
2. 議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)
3. 議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価(平成25年度分)について (教育総務課)
2. 公用車による交通事故発生について (生涯学習課)
3. 指定管理施設の評価について(飯塚市リサイクルプラザ工房棟) (環境整備課)
4. (仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札中止について (契約課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の235ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億1958万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億6126万1千円とするものです。第2条で地方自治法第212条第1項の規定による継続費の計上を行うものです。第3条で既定の繰越明許費の変更を行い、第4条で既定の地方債の変更を行うものです。

第1条について「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、その主なものをご説明いたします。全科目について見直しを行い前期の実績と今後の所要額算出による決算見込額により執行残等の補正を行っています。特に施設整備費において、昨年度末に国の補正予算に対応するため、事業を前倒して行ったことに伴い、平成25年度補正予算と平成26年度当初予算に重複して予算計上を行っていた重複分を減額したことが主な原因となっています。

歳入でございますが、補正予算書の240ページをお願いいたします。3番目の表で、給食施設整備事業に係る財源として、3款 1項 国庫補助金 1目 学校給食施設整備事業費補助金で8867万7千円の増額となっています。これは2節 目尾・幸袋小中学校及び楽市・平恒・穂波東小中学校の自校式給食施設整備事業、学校施設環境改善交付金額の増と3節 がんばる地域交付金6595万3千円が新たに交付対象として認められたため増額補正を行っております。

次に、241ページの2番目の表の6款 1項 1目 1節の前年度繰越金6189万2千円を計上しています。その下の表ですが、7款 諸収入 1項 1目 雑入のうち説明の欄の2番目でございます。消費税の申告を行い消費税還付がありましたので、3070万1千円増額となっています。8款 1項 市債 1目の学校給食施設整備事業債、補正額8億5830万円の減額については重複予算減額等によるものです。

次に、歳出でございます。243ページをお願いします。一番下でございます。1款 1項 3目 11節 需用費の学校給食賄材料費、小学校1512万8千円及び中学校1361万5千円の増につきましては、歳入の前年度繰越金の増及び学校給食費の補正額に関連して増額補正を行っています。

次に、244ページから246ページの1款 2項 1目 施設整備費については、245ページの説明の欄の一番下の○楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費以外は重複計上予算分の減額及び契約による執行残を減額するものです。

楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費については、第2条継続費及び第3条の繰越明許費と関連がありますのであわせてご説明いたします。

238ページをお願いいたします。楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費については施設整備費及び繰越明許費で予算を計上していましたが、前回の本委員会で学校施設整備推進室から報告がありましたとおり、校舎建設工事が平成28年度まで3カ年度にまたがる見込みのため、施設整備費及び第3表繰越明許費は減額補正し、新たに第2表のとおり継続費において予算計上をおこなうものでございます。

第4条地方債の変更につきましては、第1条で説明しました重複予算の減及び施設整備事業費の契約額確定等による減額によるものです。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

今、ご説明の歳出のほう244ページから245ページにかけての施設整備費の補正の分ですが、前年度重複分と執行残の金額の組み合わせというか、合計という説明だったのですが、それぞれ合計金額でいいので、幾らずつあるのか教えていただけますか。

○学校給食課長

まず、244ページをごらんください。重複分につきましては、説明のところの鯉田小学校1億7562万7千円、それからその下の飯塚小学校3億556万7千円、それから245ページの一番上、内野小学校。それから1つ飛ばしまして、筑穂中学校の3130万円でございます。その分が重複分の減でございます。あとの分につきましては、執行残による減額でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

歳出の中の学校給食賄材料費なんですけど、先ほど説明があったかと思うんですけど、すいません、ちょっとよく理解できなかったのもので再度説明していただいてもいいですか。

○学校給食課長

賄材料費につきましては、給食費をすべて賄材料費に充てております。歳入の繰り越しでございますけど、241ページをお願いいたします。ここで前年度繰越金が、6189万2千円となっておりますけれども、このうち給食費分が2923万7千円でございます。それから、自校式の事業費分が3265万5千円でございます。このうちの給食費分2923万7千円、この分を賄材料費の歳出のほうに振り分けて増額したといったことでございます。

○永末委員

すみません。聞いてもよくわからないので、またちょっと後で個人的に教えてもらおうと思います。この増額分で小学校の分と中学校の分、それぞれ1500万、1300万ほど増額になっていきますけど、最終的に補正が通ればですね、補正後に3億3千万、2億というふうな形になっていくかと思うんですけど、前年度の25年の決算と比較すると、前年度が小学校のほ

うが3億700万、中学校のほうが1億8500万で、決算が確定していたと思うんですけど、これは金額的に今後ですね、さらに補正が上がってくるのかどうかわかりませんが、今の現時点でも前年度よりふえてますんで、このふえた分というのは、何か材料費の高騰とか、それとも単なる誤差の範囲内なのか、ちょっとそのあたりご説明いただけますか。

○学校給食課長

賄材料費の支出額のめどとしましては、現年度の調定額で賄材料費を100%支出するところを基準としております。給食費の繰越分ですね、現年度以前に滞納があってその分を多く歳入できた場合には、繰越金がふえていく形になっておりますので、賄材料費の予算としましては、その分を加えた額で歳出の予算計上を行っているというところでございます。

○永末委員

中身なんですけど、材料費というのは給食の材料を購入されている分ということかと思うんですけど、これは例えば、この購入される先、業者さんというのは、1つの業者さんから購入されているのか、それとも複数の業者さんなのか、市内なのか市外であるのか、そういったところをご説明いただけますか。

○学校給食課長

さまざまな分野に分かれておりますので、まず基本になりますのは福岡県の学校給食会というのが、基本物資ですね、米とか牛乳とかいうものを入れております。それから、野菜とかにつきましては、地元のそれぞれの業者さんで発注しているところが、基本の考え方でございます。

○永末委員

それは市内業者、市外業者かかわらず購入先はあるということによろしいのでしょうか。

○学校給食課長

野菜とか肉とかですね、そういったものにつきましては、ほとんど市内の業者とさせていただいて結構です。一部市外の場合もございます。

○永末委員

ここでいうところの市内業者、市外業者というのはどういった区別になるんですか。何ををもって市内というのか、何ををもって市外というのか。

○学校給食課長

市内につきましては、地元到店舗を構えているといったことでございます。大体、これにつきましては、物品購入と同じ考えでございますので、契約課のほうに登録をしてある業者さんに発注をして納入をしていただいているというところでございます。

○永末委員

契約課のほうに登録されていると言うことだったんですけど、登録されている住所が市内であれば、市内業者というふうな理解ということでしょうか。

○学校給食課長

余りそんなところをですね、細かく意識しては発注してはおりませんが、市内の業者さんということ意識して、やはり発注しております。

○永末委員

基本的な方針のほうをちょっとお聞きしたいんですけど、飯塚市の教育委員会のほうですかね、に関してはこういった材料費に関しては、基本的には市内業者から納入するというふうな方針で行っておるのでしょうか。

○学校給食課長

その考えは持っております。

○永末委員

基本的に、市内のほうで納入して、足りない部分を市外で補うような感じになってくるです

かね。

○学校給食課長

先ほど申しました福岡県の学校給食会というものが、給食の物品を調達できるんですね。大量に仕入れをすることができるというところがございまして、そこがだいたい6割か7割ぐらい基本物資がありますけども、そのほかの市内の業者で入手できるものにつきましては、市内業者でまず調達する。どうしてもできない場合につきましては、市外の業者というふうに考えをもって調達を行っているところでございます。

○永末委員

最後にします。再度、確認なんですけど、市内業者というのは、理解としては契約課の登録状況で住所が市内であれば、それを市内業者として考えておるといふことでよろしいですか。

○学校給食課長

それで考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」について、補足説明いたします。

議案書の135ページをお願いいたします。本案は、平成27年2月16日より芦屋町の電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行を受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、下記のとおり規約を定め、同条第3項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。自治体間の戸籍事務の委託につきましては、法務省において受託自治体の電子処理装置により処理することが認容されたことから、本市も戸籍サーバの共同利用による経費の節減について検討しておりましたところ、芦屋町が本市と同一の戸籍事務処理システムの導入を予定しており、平成27年2月にリプレースを迎えるとのことであったことから、戸籍サーバの共同利用について協議を重ねてまいりました。

その結果、飯塚市の戸籍サーバを共用のサーバとし、システムの運用やデータを保存するなどの戸籍の管理についての事務の一部を、芦屋町から受託することで協議が調いました。サーバの共同化による効果額といたしましては、5年間で約410万円を見込んでおります。今後、参加自治体がふえていけば、さらに経費の低減が図られていくものと考えております。

なお、戸籍の記録は各市町で独立した領域を確保し、他市町の戸籍の記録には直接アクセスできない機能が確保されております。

次に、規約の内容につきましてご説明申し上げます。この規約は、第1条から第8条で構成されており、第1条には委託事務の範囲を、第2条には委託事務の管理及び執行の方法を、第3条には経費の負担を、第4条には委託事務の収支の分別について、それぞれ規定しており

ます。

また、第5条には決算の場合の措置を、第6条には連絡会議等について、第7条には条例等制定・改廃の場合の措置を、第8条には規約に定めのない事項についてそれぞれ規定したものでございます。

附則第1項といたしまして施行期日を、附則第2項といたしまして委託事務の全部または一部を廃止する場合の規程を定めております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

今、説明があった部分、自治体クラウドに関連するものという理解でよろしいでしょうか。

○市民課長

自治体クラウドという形は、今のところ戸籍事務につきましては、法務省のほうで自治体クラウドという形ではまだ許可できないというところですので、詳しくはわからないんですが、自治体クラウドという言い方はなくて、サーバの共同利用はできるけれども、一般的に言われております民間のサーバを利用して民間施設が管理しているようなそういう形のクラウドは、今のところできない。サーバの共同利用という形だけです。

○江口委員

そうすると、芦屋も飯塚もリプレースを考えていた。同じものを導入しようというふうな形だったので、飯塚が購入するサーバを芦屋町さんも一緒に使う、共同利用させていただく。それについて、応分の費用を払うというこういう形でよろしいんですかね。

○市民課長

そのとおりです。

○江口委員

効果額が5年で410万円というお話がございました。このシステム構築にかかる総費用としては幾らぐらいになるのでしょうか。今回、飯塚と芦屋の分を構築するわけですよね。それにかかる総費用としては、初期費用がどのぐらいで維持費用として年間どのぐらいあるのか。

○市民課長

芦屋町と新たに構築するという費用は、特にはかかっておりませんので、通常の飯塚市が単独で契約する金額のみとなります。サーバにつきましても共同利用用のサーバをいれることについて予算額を追加して、購入したということはありません。サーバも通常通りの金額で共同利用にできるタイプのサーバを入れてもらいました。

○江口委員

これはもう既に、いま飯塚市が運用してるサーバに芦屋町が後で乗っかる形なのか、それとも共に同時スタートで、一緒に造りましょうといった形で飯塚市がおおよそ面倒みますよというような形で、両方とも新たに導入すると思ってるのか。どちらになりますか。

○情報推進課情報管理係長

今回の共同利用につきましては、もともと飯塚市の環境が整っておりまして、その中に追加でほかの団体さんが加入されることによって、飯塚市としてもランニングコストの低減が図れるということで、今回芦屋町さんが一緒にやろうということで、お声をあげていただいたということになっております。

○江口委員

ということは、もう既にある、飯塚市にあるシステムに関して、同じタイプのものを使おうということだったので、じゃあ間借りしませんかと言った。ただデータの保存領域等があるので、その部分については、個別できちんとデータが入れないようにしましょうねということ

でよろしいですね。そうすると、もともと飯塚市でやっていた、この戸籍事務に関するシステムの構築費用、それはトータルでどのくらい、初期費用としてどのくらいあって、いま年間の維持費用としてどのくらいかかっているのか。あとあわせて、今度芦屋の保存領域とかをつくるわけですね。そこら辺にかかった費用等について、ご案内いただけますか。

○情報推進課情報管理係長

今回の契約につきましては、イニシャル分がいくらとかいう契約ではございませんで、そこを全部押しなべて、委託料とソフトウェア使用料という形で、平成26年度につきましては、737万1600円、27年度以降につきましては、686万8800円というふうな契約をさせていただいております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 27

再開 10 : 27

委員会を再開いたします。

○江口委員

今言われた、737万と来年度以降686万というものに関しては、芦屋町から受け取る委託料ですね。押しなべてとお話をされたんですが、なぜこの分を聞くかという、もともと飯塚市でシステム構築してるわけでしょう。そこにある意味、芦屋町としてはシステム構築費用がかからなくなるわけですね。そのかわり、利用料として払うというわけでしょう。だから、ということは、芦屋町にとっては、その分の投資が不要になるので、ある意味、乗っかるという部分もあるわけです。飯塚市が、使用料としていただく分に関しても、単に保存領域だけをポンとね、かかったコストだけをいただくのではなく、もともとシステム構築にかかった費用もある意味その割り勘でしていただくというところがあるからこそ、飯塚市としてもメリットがあるはずなんですよね。そのあたりを考慮するには、もともとのシステム構築の費用はどのくらいあってというところが見えないと、わからないんですが、そのあたりについてはどうでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 28

再開 10 : 31

委員会を再開いたします。

○情報推進課情報管理係長

先ほどのご質問について、お答えいたします。飯塚市が最初に構築して、その分に芦屋町さんが乗るとかいうそういう話ではございませんで、それぞれの自治体が構築した部分がある1つの環境に入るというところにつきまして、ハードの部分での割り勘効果と、そういったところの効果が今回見込めているところでございます。

○江口委員

例えば、パッケージのシステムとしては飯塚も構築しているんだけど、芦屋町さんも購入しているか、構築したのかわからないけど、別個にあると。単に計算機の時間貸しみたいなイメージ、単にハードウェアを一緒に使いましょうねと、容量が余っているので、一緒に使いましょうねということという理解でよろしいんですか。

○情報推進課情報管理係長

そのとおりでございます。

○江口委員

その分の使用料が初期設定とかもあるので、今年度がちょっと高くて、737万で来年度以

降が686万で何年かになるということですね。それで飯塚市としてコストメリットがあるのが、5年で410万という理解でよろしいですか。

○市民課長

そのとおりでございます。

○江口委員

了解いたしました。こういった形の事務の委託という部分に関しては、非常に有効な手段であると思っています。特にもっと有効になってくるのが同じ目的の部分で、パッケージ自体も一緒のものでいいよねというふうな形で、その分飯塚市としてもソフトをつくりこむところでのコストが下がってくるという部分があると思いますので、ぜひこの分については、こちらについては、情報推進課のほうが所管になるかと思いますが、ぜひその部分についてしっかり進めて行っていただきたい。ある意味九工大もある。そういったところと一緒に作りながら、ある意味、外貨を稼ぐ手段となり得るところですので、精力的にやっていただきたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

追加議案書13ページをご覧ください。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなり、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることとなったので、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するため、本案を提出するものであります。

該当の常勤講師につきましては、小学校2年生から小学校4年生と中学校1年生において実施している少人数学級の実施に当たり、1年間の任期付の市費負担の教職員として任用する職員でございます。

提案内容といたしましては、別表第4条、第14条関係の全部の改正を行い、給料月額を全号給で増額改正いたします。また、施行日は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

なお、資料として、新旧対照表を議案書16ページから18ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが議案第145号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価（平成25年度分）について」の報告を求めます。

○教育総務課長

飯塚市教育委員会事業評価結果（平成25年度分）について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成25年度実施した事業の管理及び執行状況について、点検・評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

配付しております「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により説明をさせていただきます。報告書の1ページをお願いいたします。「Ⅰはじめに」において、本報告書を作成している目的等を法の規定を抜粋して掲示記載し、「Ⅱ飯塚市教育委員会について」では、教育委員会の組織、構成などを掲載しています。

2ページから4ページにかけては教育委員会会議の開催状況や、研修会・学校訪問などへの参加状況等主な活動状況を記載しております。

5ページをお願いします。「Ⅳ平成25年度事務事業評価」「1点検・評価について」は、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主要事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、教育大学の2名の先生から、A：達成している、B：概ね達成している、C：課題がある、D：事業見直しが必要な4ランクで評価をいただいております。また、この外部評価をいただくにあたり、評価者と各担当部署との間で、事業毎にヒアリングを実施し、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で2名の合議のもとに評価いただいております。

「2 全体評価結果」については、ここでは、学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、それに対する集計結果を記載いたしております。その結果、A達成が4事業、B概ね達成が6事業、C課題がある、D事業見直しが0という結果となっております。

6ページから7ページでは事業全体を通しての第三者の意見を外部評価講評として、それぞれ2名の方から記載をいただいております。いずれの先生からも全体的、本市の教育方針に沿って適切に進められているという評価をいただいておりますが、それぞれの事業に対し、専門的なご意見もいただいております。

主なものとして、学校教育分野では、小中一貫教育の推進について、協働での取り組み、体系性の確立、具体的成果と課題の分析と課題解決の方策、協調学習では、学力だけでなく子どもの意識面もみるなど多面的に行うこと。目標値の設定、国際理解教育のさらなる特色づくり、サニーバール市との学校間交流、教育相談におけるソーシャルワーカーとの連携充実、継続と発展が求められています。

社会教育では、生活体験学校の活用の有意義性、ボランティア団体、学校との連携・協働、支援の継続、海外派遣事業等の特色ある取り組み、さまざまな取り組みに評価をいただき、市

民活動団体等の活動支援に新しいあり方、人材確保や地域の指導者育成、大学と連携した学生に対する教育評価が求められています。

次に、8ページをお願いいたします。「3 取組施策別評価結果」でございますが、表の見方につきましては、記載のとおりであり、「意見等」につきましては、事業ごとに所管課と評価者がヒアリングを実施した際の評価者の意見を記載しているものであります。

8ページから10ページまでは、学校教育分野の5事業を、11ページから12ページまでが社会教育分野の5事業について、それぞれ評価結果を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に、14ページから28ページにかけまして、各所管課において作成しました「点検及び評価シート」を10事業分添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的・内容・目標値、また取り組み状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検・評価し、外部評価をいただくにあたりまして、このシートにより評価いただいたものです。

最後に29ページから31ページにかけまして、平成25年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を資料として添付しております。

この事業評価結果報告書につきましては、議会へ提出するとともに、市民の皆様にも市のホームページ等で公表し、ご意見をいただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

報告書の5ページなんですけど、全体集計結果というところなんですけど、ここに全部で10事業、今回の外部評価を入れられたということなんですけども、その外部評価を入れる前の段階ですね、25年度に実施した事務事業の中で10事業を選定されたということなんですけども、もともとの25年度に実施した事務事業というのはどのぐらいあったのですか。

○教育総務課長

点検評価をするにあたりまして、教育委員会で策定しております教育施策要綱、この事業をもとに点検評価を行っている次第でございますが、25年度につきましては、基本目標5項目、主要政策26施策、具体的な取り組みとしましては118事業につきまして、事業シートを作成しております。このシートを一次評価、自己評価といたしまして教育委員会内部で10事業に絞りまして、外部評価をいただいた次第でございます。

○永末委員

118事業から10事業に絞った経緯をちょっと教えてください。

○教育総務課長

この点検評価につきましては、法律事項で毎年評価をいただいている次第でございますが、政策的、継続的な事業につきまして、外部の評価をいただいたほうがふさわしい事業につきまして、内部で選定をしまして評価をいただいたところでございます。

○永末委員

外部の評価をいただいたほうがふさわしい事業というのはどういう基準で選ばれたんですか。

○教育総務課長

経常的な事業につきましても当然必要だとは思いますが、必ずしなくてはいけない事業も当然ありますし、先ほど申しましたように、政策的かつ継続的な事業を中心に選ばせていただいたところでございます。

○永末委員

その内部評価をされた方というのはどういったメンバーになるのでしょうか。

○学校教育課長

教育委員会の所管課長及び教育部長で内部評価を実施しております。

○永末委員

教育委員会の所管の課長と部長ということですが、以前も一般質問させていただきましたけど、自分たちがされた事業を自分たちで評価するというのは、もうその時点でもうちょっと無理があるんじゃないかと思えますし、もともと評価という部分でそれは仕組みとしてどうなのかなと思いますので、今回はこういった形で評価の報告が出ていると思うんですけども、そのあたりもしっかり考慮して今後少し工夫のほうを図っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○教育総務課長

いま申されました意見も踏まえまして、よりよい点検評価ができるように検討したいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○生涯学習課長

公用車による交通事故の発生についてご報告いたします。資料として「事故現場見取図」を添付しております。先月11月21日、金曜日、午後0時8分頃、飯塚市忠隈523番地の市道、天道・堀池2号線、穂波庁舎そばの点滅信号交差点において、生涯学習課職員運転の公用車が、穂波公民館方面に左折しようとしたところ、左折先道路から乗用車が進行してきたため、道を譲ろうと一旦後退した際、後方に停車していた相手方原動機付自転車の前方と、公用車後方バンパー部が接触したものでございます。相手方の損害については、首から後頭部にかけて痛みがあるということ、車両については前方泥除け部分に擦り傷を与えております。市側の損害はございません。

事故の原因は、公用車を後退させた際に十分な確認を怠ったことが挙げられます。損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、課内会議を行い、十分に周りを注意して安全運転をするように確認をいたしたところでございます。今後はこのような事故が起きないように指導徹底を図ってまいります。

以上、簡単でございますが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）について」の報告を求めます。

○環境整備課長

指定管理施設の評価についてご報告申し上げます。

現在、環境整備課が所管しております「飯塚市リサイクルプラザ工房棟」につきましては、平成23年度から5年間指定管理者として「株式会社トキワビル商会」が管理運営を行っております。平成25年度の業務実績に対する外部評価を「飯塚市指定管理者評価委員会」に諮問し、その評価結果が12月5日に市長に答申されましたので、結果を資料のとおり報告させていただきます。

評価結果につきましては、リサイクルプラザ工房棟は、総合評価で「優良」とされております。

す。しかし、一部意見が付されておりますので、評価表に従って、当課から指定管理者に対して通知及び改善指導を行っております。今後も安全対策、リサイクル品の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますがご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札中止について」の報告を求めます。

○契約課長

(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札中止について、ご報告いたします。

(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札につきましては、校舎棟の工事であります1工区工事、体育館棟の工事であります2工区工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空調工事の5案件に分離分割しまして、10月31日に告示、11月14日に入札参加申請締切、11月26日に入札の予定で事務をすすめておりました。

11月14日の入札参加締切の状況では、全ての案件で参加業者が確保されておりましたが、校舎棟の工事であります1工区工事において、入札参加申請を行っておりました3者中2者が入札前日に辞退届を提出され、入札当日に残りの1者も辞退届を提出されましたので、結果1工区の入札は中止となりました。また、1工区の工事は残り全ての工事と関連があるため、(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事5案件全てが中止になったものでございます。

辞退の理由につきましては、3者とも積算が厳しかったとのことでございました。

なお、これらの建設工事につきましては、校舎棟の工事であります1工区工事につきましては、直近の建設物価等による単価の上昇及び工期短縮に伴います仮設の一部見直しにより約7千万円の増額、2工区工事、これは体育館ですが、これにつきましては、同じく直近の単価上昇に伴います約1千万円の増額、その他専門工事につきましては単価の変動がありませんでしたので変更せずに、全ての案件について12月5日に再告示を行っておまして、12月19日参加申請締切、1月14日入札の予定で現在事務をすすめております。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この分に関しましては、経済建設委員会でかなり質疑が行われていた案件であると思っております。その経済建設委員会のときの話では、この1回目の入札に関しては、これは開校日を考えるとぎりぎりのタイミングなんだと。これを遅れると、開校日がずれるというお話であったと思っておりますが、間違いありませんか。

○教育部長

ただいまのご質問は、経済建設委員会で答弁がなされたとおりでございます。

○江口委員

あともう1点、経済建設委員会が閉会中に2回開かれました。2回目の答弁の中では、もう入札は告示された後だったんですが、この1工区に関しては、分割ができるというふうな、市内分割ができるというふうな一体で発注せずに分割して発注することも可能であるという答弁だったと思いますが、そのとおりですか。

○教育部長

工期と金額を考えなければ可能である旨の答弁がなされておると記憶しております。現在、

一体で建設をすることを前提に設計は終わっておりますけれども、それを分割で設計をしないことを条件に、今後増額となる金額と、それから設計等に要する期間について、答弁がなされたというふうに記憶しております。

○江口委員

工期については、2カ月から2カ月半のプラス、そして金額については、700万だったか幾らかだったと思うんですが、その点について正確なところをそのときの答弁がどういった形であったのか教えてください。

○建築課長

設計見直しの期間は2カ月から2カ月半で、設計金額は900万の増額だったと思います。

○江口委員

当時はそういったお話があった。もうずらすことはできないんだというお話で告示をされた。今回、内容についてはほとんどというか、全く一緒なんでしょう。設計内容については。設計内容も違うんですか。そこら辺もあわせてもう少し詳細を教えてください。

○教育部長

さきの入札と内容が一緒かというようなご質問かと思っておりますけれども、これについては先ほど契約課長のほうから説明がございましたように、まずは積算単価の見直しを行っている点がひとつでございます。それから先ほど申し上げましたように、11月の入札、そして12月議会に上程をし、12月末に議決をいただいた後、直ちに工事に着手するというので、28年の2月末の完成ということで計画をいたしております、それがぎりぎりの工期であるというようなご説明をしておりました。その点は先ほども、私がお答弁したとおりでございますが、今回の見直しでさらに工期が短くなることが想定されますので、その分の見直しを行いまして、一部仮設工事の内容を見直して工事期間の短縮ができるようにというような設計の見直しをさせていただいております。それから、これは今後のお話になりますが、来年の入札後、直ちに議会のほうの開催をしていただくというような申し入れを行いまして、なるべくこの空白の期間を短縮をさせていただきたい。そして、その後でございますが、先ほど2月末までの工期をとっていたと申し上げましたが、3月末の工期というような形で、竣工の日をちを変更させていただいて、再度入札にのぞもうとしております。それでなんとか28年度の開校に間に合わせようということで現在計画をいたしております。

○江口委員

ということは、一部仮設について設計変更が行われた。ただ、ほとんど一緒ですよ。単価の見直しと工期の変更があったわけですよ。さきの経済建設委員会でご説明なされていた、もう告示しないと開校日に間に合わないといったことは、違いましたということよろしいんですか。

○教育部長

前委員会で説明の時点では、まさにそのとおりでございます。それを先ほどご説明いたしましたように、さらに工期のほうが短くなりますので、その中で何とか工夫ができないかということを検討のうえ、先ほどご説明いたしましたような内容で、再度入札にのぞむところでございます。

○江口委員

変わったんだけど、変わったことに関しては理由があるからいいやというふうなことなんでしょうか。きちんとご自分たちでご説明されたことが違ったのであれば、ここについてはこれこれこういうことで違ったんだと、まずは違ったことに対して、まず一言あるべきであると思うんですが、どうなんですか。

○教育部長

違ったことと申しましょうか、入札を行った結果でございますが、一応参加業者さんはいら

っしやったんですけれども、入札の前に辞退をされた。このことについては、私ども全く想定をしていませんでした。しかし、その結果を受けて、どのように行うかと、安易にもう期間がないので、28年の開校は難しいということではなくて、何とかそれに間に合うようにということで、内部で検討をして、現在それに間に合わせようということで、計画をさせていただいております。なにとぞ、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○江口委員

1番問題にしてるのは、さきの経済建設委員会で説明されたことが、真実であったかどうかなんです。入札が成立しませんでした。もう一遍やり直すんです。これこれこうやったら間に合うんですというお話なんですよ。そしたらあの説明は何だったんですかという話です。あのときに、経済建設委員会で言われてたのは、今回1工区で市外業者プラス、市内のS1プラス、市内の1級の3者JVというふうな形になってますが、もともとずっと言われてたのは、市内業者でできないのかというお話だったんですよ。厳しい中でも、市内にどうやって仕事を回していくかという中で、颯田の分がありながら、そういった経緯があっても、なお、市外にこだわるんですか。ぜひ、市内に仕事を回してくださいというお話だったと思うんですよ。ぎりぎり時間がないので、どうしても申しわけないけれど、こういった形でやらざるを得ないというのが、この1回目だったかもしれませんが、ところがふたをあけてなかったら、いやもう少し時間がありました。もう一遍同じ形です。理解してくださいと言われますけれど、果たして本当にね、それが適切な仕事の仕方かどうかということは、十分に反省をしていただきたいと思っております。もし、何か一言あるのであればお聞かせください。

○教育部長

ちょっと誤解があるように感じます。と申しますのが、私ども、もともとが余裕があって、それを工期が足りないと申し上げていたわけではございませんで、工期はぎりぎりのところで先ほども申し上げましたけれども、何とか28年の開校に間に合わせる方法はないかということで検討いたしまして、設計金額のほうも、実は仮設工事の見直しによりまして、増額となっております。本来、予定どおりに進んでおれば、このような費用もかけずに済んだわけですが、そういうふうな中で内部検討いたしまして、何とか28年度の開校に間に合わせようということで、私どもといたしましては、方針を決定して進めておりますことのでございますので、決して議会へうそを言ったというふうな認識は持っておりません。置かれた環境の中で、何とか計画どおりに進める方法がないかと検討した結果でございますので、その点はなにとぞご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○江口委員

その前があったわけですよ。颯田のことがあって、ほかの3校についてはきちんと市内業者に発注をしていただきたいと、そうできるよというふうな話があって、そうですね、そうやりましょうというお話を皆さん方はされたわけです。ところが現実には設計の段階で、そういったね、市内業者に発注するんですよというふうな形の指導等は全くなされてなかった。鎮西については間に合うからそれをやっってくださいねと話があつてるわけでしょう。そういった配慮がきちんと最初からなされていれば、それこそ間に合ったんじゃないですかという話なんですよ。そういうことも含めて、もっと考えていただかなくてはならないんじゃないかと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

工期が延びて3月20日竣工予定になるんですけど、颯田のときには小学校が1校、中学校が1校、しかも隣接にしたところに建設されて、すごく近いんですけど、引っ越しが大変だったんですよ。学校現場は20日にできて、4月に開校になると、その期間がものすごく短く

なるんですが、現場の意見はどんなふうなんでしょうか。

○教育総務課長

先ほど説明がございましたように本体工事が遅れまして、今委員がご指摘のとおり非常に竣工後の備品の購入、引っ越し等につきましては、ぎりぎりの段階で、今スケジュールを組んでおります。当初の予定の折にはですね、学校のほうと十分協議をして、余裕があると申しますか、十分な期間があったというふうに理解しておりますが、今回非常にタイトなスケジュールとなりますが、今後学校等と、基本的にはもうある程度お話をさせていただいておりますが、具体的な搬入について検討させていただくような形になります。

○上野委員

先ほど、同僚委員が質問したように、こういう大きな物件については、今からまた2つできるんですけど、工期の余裕を十分見ていただきながら提案をされないと、市内業者で出来る分は全部市内でやってよねとなると、もう一回設計の見直しをすると2カ月半ぐらいかかるんですよ。だから、十分に開校まで余裕を見て、ご提案なりをしていただきたいというふうに、意見を申し上げておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

先ほど、1回目の入札の前で辞退があったということで、その辞退の理由等も言われてたかと思うんですけど、積算が厳しかったという理由のみになるんですか。

○契約課長

今回、3者が辞退されまして、2者の方とはなかなかゆっくりお話ができませんでした。1者の方がヒアリング等にも応じますということで、辞退の理由をお聞きしましたが、結論から言えば今委員がご指摘のように積算が厳しかったというだけなんですけど、少し突っ込んだ話をお聞きしますと、結局やはり細部にわたって積算をするときに、今こういうふうな状況で、公共工事の発注状況でも非常にたくさんの工事が出ていると。ですので、企業としても自社の積算をするときの1番アウトラインで、1番高いところで積算を見積もって積み重ねると、その結果、今回の発注については手を挙げるような物件ではないというふうな判断をしたというふうに話を聞いております。

○永末委員

これに関しては辞退した工事というのは、確認なんですけど1工区工事の分でもよろしいんですよ。

○契約課長

そのとおりでございます。

○永末委員

1工区に関して積算があわなかったということで辞退されて、今回7千万ぐらい増額ということで、2回目をやりたいということなんですけど、その2工区の金額が1千万上がっている理由はなんなんですか。

○建築課長

1工区も2工区も同じ内容で、直近の単価の見直しをした中で、型枠とかコンクリート等が上がってましたので、その分で2工区については、約1千万、1工区については資材関係では4500万ということで、金額が上がったものでございます。

○永末委員

ただ、その2工区に関しては入札等はない訳で、特にこの金額に対して辞退をされたと経緯もないわけですよ。

○契約課長

先ほどもご説明の中で、ふれさせていただきましたが、今回委員のおっしゃるとおり、ご指摘のとおり、1工区が積算が厳しかったということで、今回見直しをかけたんですが、当然、我々は全部の工事の見直しをしますので、1工区は業者さんから言われたから上げるんだよではなくて、やはり直近の単価に引き直しますので、すべての工事の見直しをしております。その結果、専門工事については単価等の変動がないのでそのままの額でいっておりますが、先ほど建築課長が説明しましたように、単価の変動がある分につきましては、今回見直しをさせていただきます。

○永末委員

今後、同じような工事も出てきますけど、やはりそういう金額の見直しが起こってくる可能性は、単価等の見直しによって金額の見直しが起こってくる可能性は、大きいということで理解していてよろしいのでしょうか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

目的はね、いい学校をつくるということが一番最初の目的でしてあるんですけども、1月14日にこの金額で、本当に入札ができるのかというのが、契約課長、あなたに聞きたいんですけど、この7千万とか1千万上げただけで、いろいろとヒアリングあった中で、計算されたんだろと思うけど、ぜひ、やっぱり1月14日に入札ができるような形で努力をしなくてはいけないし、また業者さんにもね、この頃よく議会としてなめられてると。100%で取っても、仕事はしないとかいう、名譽的にかっこ悪いんで、ぜひ1月14日にね、いい学校をつくらせていただくような形で入札がスムーズに、どこの業者でもいいですよ。だから、要するに一所懸命やっていたかような方々に入札していただいて、1月14日に入札できるように、契約課長、努力してください。副市長もよろしく。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。